

## 「農事組合法人〇〇組合」産地規約

(目的)

第1条 この規約は、「ちばエコ農業」に参加する当組合の組合員が行う、生産・販売と情報開示などの業務について定め、消費者・取引先から信頼を得られる適正な産地運営を図ることを目的とする。

(目的)

第2条 当組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 「ちばエコ農産物」の生産・販売
- (2) 栽培基準（統一栽培暦）の作成
- (3) 生産技術の向上に関する検討・研修
- (4) 生産計画・販売計画の作成と運営
- (5) 生産管理及び集荷・販売記録の作成と保管
- (6) 生産履歴の開示
- (7) 消費者・販売先との連携・交流
- (8) 内部監査の実施

(産地運営体制)

第3条 産地運営にあたって、次の責任者を置く。

(1) 産地責任者

産地責任者は、産地の栽培、出荷・販売、情報開示全般の責任者として、各担当責任者を指導・監督する。

(2) 栽培管理責任者

農産物栽培の責任者として、栽培計画書の作成・提出、生産ほ場表示板の設置、栽培計画書に沿った栽培の実行、栽培管理記録の作成・提出を行う。

(3) 出荷・販売管理責任者

出荷・販売の責任者として、「ちばエコ農産物」とそれ以外の農産物とを区分して、集荷・分別及び格付けを行うとともに、認証マーク及び生産表示票の貼付・管理を行う。

(4) 情報開示責任者

情報開示の責任者として、「生産情報表示票」への情報記載や「ちばエコ農業情報ステーション」に掲載する指定産地及び認証農産物に関する情報の作成・管理を行う。

(5) 内部監査者

産地内部の監督者として、「ちばエコ農産物」の生産、出荷・販売全般について監査する。

（取扱う農産物の要件）

第4条 「ちばエコ農産物」は、栽培基準（統一栽培暦）に基づき生産され、栽培記録に基づく生産記録による検証が行われていることを要件とする。

（責任者の任期）

第5条 各責任者の任期は3年とし、再任は妨げない。

（事業期間）

第6条 本組合の運営は、毎年 月1日から 月 日までとする。

（その他）

第7条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

（附則）

この規約は、 年 月 日から施行する。